

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和2年8月11日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900301 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000017 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 営業所 (現在は、C 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 46 年 2 月 8 日、喪失年月日を同年 9 月 1 日とし、同年 2 月から同年 8 月までの標準報酬月額を 3 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 46 年 3 月から同年 8 月までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 46 年 3 月から同年 8 月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

昭和 46 年 2 月については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年 2 月 8 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 3 月に高校を卒業したが、就職が決まっていたので同年 2 月から C 社 D 営業所に勤務した。同僚の被保険者記録は、昭和 46 年 8 月までは B 営業所で、同年 9 月から本社に移っているが、私の被保険者資格取得は同年 9 月 1 日の本社からとされている。

10 年前に総務省年金記録確認第三者委員会へ申立をしたが記録訂正とはならなかった。今回、自宅に保管していた給料明細書が出てきたので、再度の調査を行い、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者に係る雇用保険の加入記録、C 社が発行した在籍証明書、社員カード及び退職金計算書により、請求者が昭和 46 年 2 月 8 日より同社 D 営業所に勤務したことが認められる。

また、請求者が請求期間において同じ C 社 D 営業所で勤務したとして名前を挙げた者は、いずれも請求期間において、A 社 B 営業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、C 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 46 年 9 月 1 日より前の期間については、同社 D 営業所の従業員は A 社 B 営業所を適用事業所とする取扱であったことがうかがえ、請求者についても同様に同社 B 営業所に係る被保険者資格を有していたものと考えられる。

2 請求者が今回の訂正請求の資料として提出した請求期間の給料明細書により、昭和 46 年 3 月分 (同年 4 月 25 日支払) から同年 8 月分 (同年 9 月 25 日支払) までの厚生年金保険料については事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主から届出されるべき報酬月額が確認できる場合は当該報酬月額に基づく標準報酬月額又は事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額に

見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、昭和46年3月から同年8月までの標準報酬月額は、給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社の事業主は、昭和46年2月8日から同年9月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間において、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に整理番号の欠番が見当たらないことから、請求者に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは考え難いことから、事業主から当該届は社会保険事務所に提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和46年3月から同年8月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間のうち、昭和46年2月8日から同年3月1日までの期間について、請求者に係る雇用保険の加入記録、C社が発行した資料により、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を有していたことが推認できるものの、請求者が提出した給料明細書では、同年2月分（同年3月25日支払）の厚生年金保険料については事業主により給与から控除されていたことが確認できない。

また、請求者が提出した給料明細書により、昭和46年5月から同年8月までに支払われた賃金のうち、本俸等の固定的賃金の合計はいずれも3万7,000円であることから、請求者に係る昭和46年2月8日の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、昭和46年2月の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。